

開示基準の適用・導入の拡大 2026

IFRS S2号に整合したCDP 2025情報開示の分析

基準の国際調和の重要性はかつてないほど高まっています。世界のGDPの約60%を占める国と地域が、その法規制の枠組みにISSB基準を採用することを既に決定しているか、自国の法的・規制的枠組みへISSB基準を導入する手続きを進めています。

2024年、CDPは気候関連情報開示のベースラインとして、ISSBのIFRS S2号基準にコーポレート質問書を整合させました。これにより、世界の時価総額の約3分の2に相当する企業が、IFRS S2号に整合したデータを体系的かつ透明性の高い方法で開示で

きるようになりました。CDPは、IFRS S2号に整合した環境関連データを提供する単一の情報源として最大のプラットフォームであり、グローバルで比較可能な一貫性があるCDPのデータは、投資家および意思決定者に広く活用されています。

このグローバルスナップショットでは、CDP質問書におけるIFRS S2号に整合済みの質問への開示動向を分析するものであり、企業の対応が進んでいる部分と、引き続き対応が求められる重要なギャップがある部分を明らかにします。

CDPを通じたIFRS S2号整合性のグローバル分析

既にCDPを通じて環境情報を開示している、世界の時価総額の3分の2に相当する企業は、ISSB基準を導入している国と地域の新たな要件を満たす途上にあります。

この分析は、2025年の企業回答データのうち、100か国に本社を置く10,413社の企業のデータに基づいています。

87%

の企業が、IFRS S2に整合済みの質問の80%以上に回答 (2024年のデータ:83%)

88%

の企業が、IFRS S2に整合済みのガバナンスに関するすべての質問に回答 (2024年のデータ:85%)

31%

の企業が、IFRS S2に整合済みの気候関連指標に関するすべての質問に回答





CDP質問書におけるIFRS S2号に整合済みの質問への回答率（主要地域の一部）

主要な地域とは、IFRS S2基準を（任意または義務化ベースのいずれかで）採用した、あるいは採用プロセスの途上であり、かつ、温室効果ガス排出量や世界経済における影響力の大きさに基づいて、CDPがエンゲージメントにおいて最優先とする市場と合致している地域を指す。

国・地域：

開示義務化の状況：

オーストラリア

CDP質問書全体に対する開示の割合：

CDPを通じて開示した企業の数：66

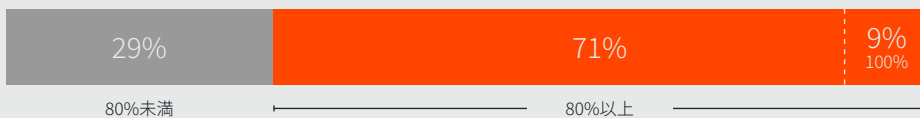


IFRS S1をベースとした任意適用のAASB S1基準、およびIFRS S2とIFRS S1の気候関連財務情報開示に関連する部分をベースとした強制適用のAASB S2基準が2024年に発行され、気候関連報告要件は、2025年に始まる報告期間から段階的に導入開始。

ブラジル

CDP質問書全体に対する開示の割合：

CDPを通じて開示した企業の数：566



ブラジルは、IFRS S1およびS2に相当するCBPS 01基準、CBPS 02基準の適用を2026年1月から義務化した。すべての株式公開企業を対象に、2027年にはこれらの基準に遵守した初の開示報告が行われる。

カナダ

CDP質問書全体に対する開示の割合：

CDPを通じて開示した企業の数：197

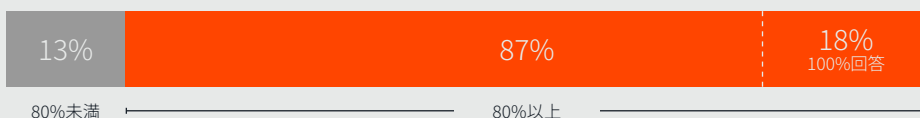


任意適用のCSDS（カナダサステナビリティ開示基準）が、2025年1月に始まる年次報告期間に向けて、2024年にCSSB（カナダサステナビリティ基準審議会）により発行された。IFRS S1に定められた1年間の免除に加え、CSSBはこの措置をさらに1年間延長（合計2年間）。この期間、事業体は、IFRS S2に従って気候関連リスクと機会のみに関する情報を開示することを認められる。IFRS S2に定められた1年間の免除に加え、CSSBはこの措置をさらに2年間延長（合計3年間）。この期間、事業体は、スコープ3温室効果ガス排出量に関して報告することを求められない。

中国

CDP質問書全体に対する開示の割合：

CDPを通じて開示した企業の数：964



2025年12月、中国は、IFRS S1をベースとして2025年に既に発行済みの「企業サステナビリティ情報開示基準第1号 基本原則（試行版）」に加え、IFRS S2をベースとした「企業サステナビリティ情報開示基準第1号 気候関連（試行版）」を発行。現時点では任意適用。

EU27 + EFTA

CDP質問書全体に対する開示の割合：

CDPを通じて開示した企業の数：2,401



EUにおける企業の気候関連情報開示は、CSRD（欧州サステナビリティ報告指令）の下で義務付けられ、企業はESRS（欧州サステナビリティ報告基準）に基づき報告する必要がある。EUオムニバス法案によるEUにおけるサステナビリティ開示要件の簡素化の一環として、2025年12月、EFRAG（欧州財務報告諮問グループ）は、簡素化したESRS改訂版およびEC（欧州委員会）に対する技術的助言を公表。ECは、この技術的助言を盛り込んだESRSの見直しを検討中。



香港 (中国)

CDP質問書全体に対する開示の割合:

CDPを通じて開示した企業の数:133



HKEx (香港証券取引所) は、IFRS S2を基礎として強化された気候関連の情報開示要件を2025年1月1日より導入。これらの要件は、HKExに上場されたすべての企業を対象に段階的に実施され、時価総額の大きい企業には義務付けられ、その他の企業には「コンプライ・オア・エクスプレイン」ベースで適用される。それとは別に、香港公認会計士協会がIBBS基準に完全整合済みのHKFRS S1とHKFRS S2を、2025年に発行した。現時点で、これらの基準は任意適用だが、遅くとも2028年までには義務化される見通し。HKExは、これらの香港の基準の採用に関する協議を2027年に予定している。

日本

CDP質問書全体に対する開示の割合:

CDPを通じて開示した企業の数:1,505



ISSB基準に機能的に整合した開示結果が得られるよう策定されたSSB基準が2025年3月に公表。2026年2月、日本の金融庁は、時価総額に応じて2027年3月31日または2028年3月31日以降に終了する会計年度に向け、東証プライム市場の上場企業を対象としたSSB基準の適用の義務化に関する法令を施行した。

シンガポール

CDP質問書全体に対する開示の割合:

CDPを通じて開示した企業の数:73

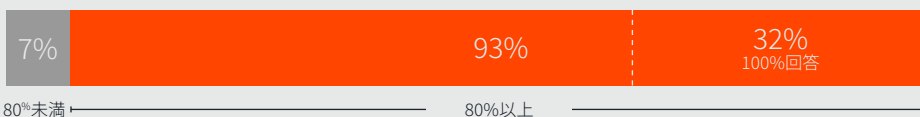


ISSB基準の気候関連報告要件は、2025年1月1日以降に開始される報告において、上場企業に対して段階的に導入される。2025年6月30日時点のST指数(ストレート・タイムズ指数)の構成銘柄に組み入れられた上場企業に対しては、2026会計年度からスコープ3温室効果ガス排出量の開示が義務付けられ、ST指数構成銘柄以外の企業および非上場の大規模な企業に対しては、組み入れられた企業に対しては、スコープ3温室効果ガス排出量の開示は任意。

トルコ

CDP質問書全体に対する開示の割合:

CDPを通じて開示した企業の数:189

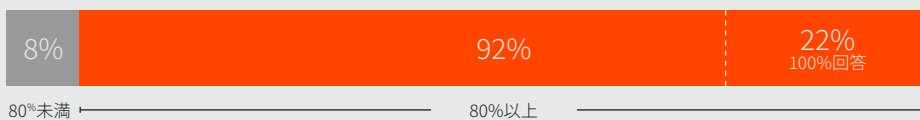


2024年より、ISSB基準を盛り込んだTSRS 1とTSRS 2が義務化された。スコープ3温室効果ガス排出量に関して、IFRS S2に含まれた1年間の緩和措置に加え、さらに2年間の移行期間が延長される。

英国

CDP質問書全体に対する開示の割合:

CDPを通じて開示した企業の数:649



2026年2月、UK SRS (英国サステナビリティ報告基準)の最終版が公表。UK SRS S1、UK SRS S2は、IFRS S1、IFRS S2にそれぞれ基づく。現在、FCA (英国の金融行為規制機構)が、上場事業体に対するUK SRSに基づく気候関連の法定開示、および「コンプライ・オア・エクスプレイン(遵守するか、さもなければ説明するか)」方式によるスコープ3の温室効果ガス排出量開示について協議を行っている。



基準に準拠した情報開示の拡大

企業の大多数が気候ガバナンスに関する質問に回答しており、88%が気候関連のリスクと機会を管理するために用いているガバナンスのプロセスに関する、IFRS S2号に整合したすべての質問に回答しています。リスク管理に関する開示も強く、83%がIFRS S2号に整合したすべての質問に対して開示を行っており、これは前年から25%の増加となっています。

これは、IFRS S2号に整合した質問の中でも最も顕著な前年比改善の一つであり、企業が気候関連のリスクと機会の特定、評価、優先順位付けし、モニタリングに用いるプロセスの開示が企業の間で着実に進んでいることを示しています。

その他IFRS S2号構成要素への回答率に関しては引き続きギャップが存在するものの、改善の傾向は見られます。2025年の回答全体で回答率の低い構成要素である気候関連の指標では、31%の企業がすべての整合済み質問に回答し、前年比6%増となりました。

情報開示の義務化が近づく中、以下の結果は、企業がIFRS S2号に整合した報告の範囲をさらに拡大すべき主要領域を明らかにしています。

世界全体のIFRS S2の要求事項に対する情報開示（コア・コンテンツの分野別）

コア・コンテンツの分野	サブトピック	0-49%	50-79%	80-89%	90-99%	100%
ガバナンス (88%がすべて回答)	ガバナンス	1%	2%	2%	7%	88%
戦略 (38%がすべて回答)	気候関連リスクと機会、財務業績	3%	4%	3%	16%	74%
	ビジネスモデル、戦略、意思決定	3%	7%	11%	19%	59%
	気候レジリエンス	41%	1%	0%	2%	55%
リスク管理 (83%がすべて回答)	リスク管理	12%	1%	1%	3%	83%
指標と目標 (30%がすべて回答)	気候関連指標	6%	14%	11%	38%	31%
	気候関連目標	2%	5%	8%	9%	75%



政策立案者とCDPの連携

ISSBに整合した開示要件の導入を進める国や自治体が増える中、CDPは、独自のデータと分析を通じて、政府や政策立案者による市場の準備状況の評価、規制枠組みの形成、資本配分機会の特定を支援できる立場にあります。

CDPはまた、IFRS S2号に整合した情報を開示するためのグローバルにアクセス可能なプラットフォームを提供するとともに、その普及状況を経済全体で追跡する手段も提供しています。

CDPは、開示基準やフレームワークの普及・定着において実績を積み重ねてきました。例えば、2018年のCDP質問書のTCFD提言への整合は、TCFDに整合した報告の世界的な

主流化を後押しし、その後のサステナビリティ報告の義務化の拡大にも影響を与えました。



ISSBへの整合に向けた CDPの活用方法

CDPは、ISSBの気候関連情報開示の主要グローバルパートナーであり、ISSBの気候関連基準は、CDPの気候関連情報開示のベースラインとなっています。開示されたデータセットと併せて、CDP質問書は、企業がIFRS S2号開示へと移行する過程を支援するための有効なツールとなっています。CDPを通じた情報開示（質問書への回答期間：2026年6月～10月）により、企業は、IFRS S2号に整合した環境データを、その他の重要な開示基準とフレームワークに沿った情報とともに、ステークホルダーおよびより広い世界市場へ共有できるようになります。

- ▶ CDPとのパートナーシップを結ぶ
- ▶ CDPを通じて情報を開示する